

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。ただし、第一条の改正規定（「第九条第一項」を「第十六条第一号」に改める部分に限る。）、第十六条の改正規定（「第三十九条の三第三項」を「第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項」に改める部分を除く。）及び別記様式第五の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則に規定する様式については、この規則による改正後の原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。